

## 次年度使用する教科用図書について ~種類及び冊数の報告締切は8月下旬です~

教科用図書(以下、教科書という。)とは、「学校において、**教育課程の構成に応じて**組織配列された教科の**主たる教材として**用いられる図書」です。

つまり...

教育課程が構成されていないと選ぶことができません!

各地教委から局へ

## 次年度(令和9年度)の教育課程を可能な限り明確にした上で教科書を選びましょう!

特別支援学級においては、

- ①文部科学大臣の検定を経た教科用図書(検定教科書)や
  - ②文部科学省が著作の名義を有する教科用図書(著作教科書)を使用します。
- 上記の教科書を使用することが適当でない場合は、
- ③絵本等の教科用図書(一般図書)を教科書として使用することが認められています。(学校教育法施行規則第139条)

無償給与です!



採択された教科書の需要数は、**毎年9月16日までに各都道府県から文部科学大臣に報告すること**とされています。  
【教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第14条(昭和23年文部省令第15号)】

視覚障がい者用  
聴覚障がい者用  
知的障がい者用  
(いわゆる☆(ほし)本)



### ① 検定教科書

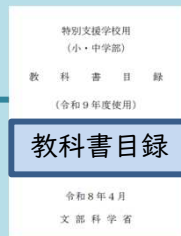
通常学級で使用しているものです。



令和5年度使用分から紙媒体での冊子配布が中止されました。文部科学省ホームページに掲載されていますので御活用ください。



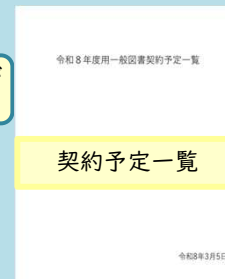
### ② 著作教科書



区分	小学部			中学部		
	種目	種類数	点数	種目	種類数	点数
知的障害者用	国語	1	3	国語	1	2
	算数	1	4	社会	1	2
	生活	1	3	数学	1	2
	音楽	1	3	理科	1	2
				音楽	1	2
				職業・家庭	1	2

「社会、理科、職業・家庭」の教科書がR6年度より加わりました。

### ③ 一般図書



### 【西部地区の教科書センター】

米子市立図書館、境港市民図書館、日野町図書館、大山町立図書館

- ◆展示期間
  - ・6/5(金)~7/2(木)
- ◆展示されている教科書について
  - ・②著作教科書及び③一般図書については、米子市立図書館のみの展示となります。
  - ・③一般図書は一部のみの展示となります。
  - 未展示の一般図書については、出版社のホームページ等を参考にしてください。

教科書選定の留意事項等については、特別支援教育の手引き(令和4年3月改訂 鳥取県教育委員会)の32~34ページ(ホームページPDF版は32~35ページ)を参考にしてください。



県教育委員会特別支援教育課のホームページで閲覧できます。(ダウンロードも可能です。)